備えの種をまこう。

令和 ８年産　全相殺方式

畑作物共済（スイートコーン）

農業経営の様々なリスク、農業共済がサポートします！

- 青色申告を行なっている方
- 様々なリスクをカバーしたい方

収入保険 をおすすめします！

- 自然災害などによるリスクをカバーしたい方

畑作物共済（スイートコーン） をおすすめします！

農家の皆さん、青色申告を始めましょう。

気象災害による被害のリスクが増えています。

- 支払開始割合は、２割・３割・４割から選択します。（それぞれ補償割合は８割・７割・６割です。）
- kg当たり共済金額は第１位～第５位より選択します。（下表は加工用でないものの価格です。）

支払開始割合（補償割合）		
２割（８割補償）	３割（７割補償）	４割（６割補償）

１kg当たり共済金額				
第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
258.19円	232.37円	206.55円	180.73円	154.91円

掛金

共済掛金は危険段階別掛金率、補償割合、単位当たり共済金額等により算定し、55%は国庫より補助されます。なお、危険段階別掛金率は各組合員の過去の損害率により決定します。（※）また、共済金額１万円当たり60円の事務費賦課金が加算されます。

※　加入者ごとの共済金の受取り状況に応じて、毎年判定します。
　　基本的に、共済金の支払があれば掛金率が上がり、無ければ下がります。

共済掛金等の試算例　（栽培面積 20ａ、８割補償、危険段階別掛金率が標準の場合）

①　基準単収（10ａ当たり）　…　1,200 kg/10a　（過去の出荷数量等データなどにより設定されます。）
②　基準収穫量　＝　栽培面積×基準単収　…　20 a × 1,200 kg/10a ＝ 2,400 kg
③　引受収量　＝　基準収穫量×補償割合　…　2,400 kg × ８割 ＝ 1,920 kg
④　共済金額　＝　引受収量×kg当たり共済金額　…　1,920 kg × 258.19 円/kg ＝ 495,724 円
⑤　共済掛金　＝　共済金額×掛金率（端数切捨て）　…　495,724 円 × 4.796 % ＝ 23,774 円
⑥　共済掛金（農家負担分）＝　共済掛金 －（共済掛金×国庫負担割合 55%（端数切捨て））
　　…　23,774 －（23,774 × 55 %）＝ 10,699 円
⑦　賦 課 金　＝　共済金額１万円当たり60円（端数切捨て）　…　（495,724 ÷ 10,000）× 60円 ＝ 2,974 円
　　共済掛金等合計　13,673 円

お支払い

加入者ごとにその年産の収穫量の合計が、基準収穫量の２割（または３割、４割）を超える減収となったときに、共済金を支払います。なお、出荷団体等への出荷伝票のデータまたは加入者の青色申告による収穫量を使用します。

$$\text{支払共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \underbrace{\text{基準収穫量} - \text{当年産収穫量} - [\text{基準収穫量} \times \text{支払開始割合}]}_{\text{減収量}}$$

（減収量 ＝ 共済減収量）

支払共済金の算定例　（上記の試算例で加入していた場合）

台風による倒伏の被害を受け、出荷伝票の確認で、その年産の出荷量が基準収穫量の６割（1,440kg）となった場合。

①　共済減収量　＝　2,400 kg － 1,440 kg －（2,400 kg × ２割）＝ 480 kg
②　支払共済金　＝　258.19 円/kg × 480 kg ＝ 123,931 円

凍霜害や強風・竜巻、突然のひょうなど・・・

加入条件

当組合の組合員またはスイートコーンを５アール以上栽培する方が加入できます。
加入は加工用でないものに限ります。また、ＪＡ等におおむね全量出荷している、もしくは青色申告書類により出荷量が確認出来ることがご加入の条件となっています。

※　ご加入にあたっては、栽培する全ての耕地をお申し込みください。

補償の仕組み

全相殺方式では、加入者の出荷数量等データに基づき補償を行ないます。
組合員等ごとに、基準収穫量（**注１**）から実収穫量を差し引いて得られた数量（減収量）が基準収穫量の２割（または３割、４割）（**注２**）を超える場合に共済金を支払う方式です。

（**注１**）基準収穫量は、組合員ごとの基準単収に作付面積を乗じて算出します。基準単収は過去５か年間の出荷量データにより算定されます。
（**注２**）この支払開始割合（補償割合）は、加入者が選択できます。次ページをご参照ください。

補償期間

発芽期（移植栽培の場合は移植期）　～　収 穫 期

- 発芽期（移植期）前や収穫適期後に発生した損害は補償されません。

補償対象（共済事故の種類）

風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害及び獣害により生じた減収に対して共済金を支払います。

- 農薬等による薬害や盗難、共済事故と断定できない損害などは補償されません。

ご加入～共済金のお支払いまで

共済金額 補償額

補償額は、下記の式で設定されます。補償割合及びkg当たり共済金額は加入者が選択可能です。低い割合や金額を選択した場合、掛金は安くなりますが、被害が発生した際には補償から外れてしまう場合や、支払共済金額が低くなる場合がありますのでご注意ください。

共済金額（補償額）＝ 基準収穫量×補償割合×kg当たり共済金額

農家の皆様へ

被害を受けたらまずは農業共済組合にご連絡ください

様式第1号の4　畑作物共済（大豆及びスイートコーン）

重 要 事 項 の 説 明 書

この説明書は、「金融商品の販売に関する法律」の施行に基づき、農業共済事業に御加入いただくにあたり、加入者の皆さんに、農業共済事業の特徴やリスクを御理解いただくために作成したものです。

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと組合と国の２段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、次のような場合には共済金等の全額または一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、御了解のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

（１）通常すべき管理やその他損害防止を怠った場合。
（２）損害防止のために特に必要な処置の指示に従わなかった場合。
（３）共済目的の譲渡し、収穫適期前の掘取り、刈取り、抜取り又はすき込み、栽培方法等の変更の通知を怠り、又は悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
（４）共済事故の発生及び、共済金の支払いを受けるべき損害があると認められるのに農業共済組合への通知を怠り、又は悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
（５）正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の払込みを遅滞した場合。
（６）加入申込みの際、申込み内容について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をした場合。
（７）栽培方法に応ずる区分が定められている農作物について、引受区分以外の栽培方法に変更した結果生じた損失の額。
（８）植物防疫法により、移動が禁止されている植物等を持ち込んだことによって生じた損失の額。
（９）農業共済組合の財務状況によっては、お支払いする共済金が削減されることがあります。

農業共済事業は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るべく実施されている事業です。
以下、農業共済事業を御紹介いたします。

農作物共済（水稲・陸稲・麦）
家畜共済（牛・馬・豚）
果樹共済（なし・ぶどう）
畑作物共済（大豆・スイートコーン・茶・蚕繭）
園芸施設共済（特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物）

この重要事項の説明書の了承は、加入申込書兼変更届出書の提出をもって、御了承いただく旨よろしくお願いいたします。

なお、個人情報については、当組合「個人情報の保護に関する規則」に従い適切にお取り扱いいたします。

掛金等の納入は口座振替で

農業共済組合では、共済掛金等の納入には安心・確実な口座振替をおすすめしています。
皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

NOSAI

埼玉県農業共済組合【お問合せ先】

本所　〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
TEL 048-645-2141　FAX 048-645-2144

中部統括支所　〒350-0011 川越市大字久下戸3523-1
TEL 049-235-8711　FAX 049-235-8713

東松山支所　〒355-0035 東松山市大字古凍28-1
TEL 0493-22-0655　FAX 0493-22-0840

上尾支所　〒362-0005 上尾市大字西門前523-1
TEL 048-779-6911　FAX 048-779-6917

北部統括支所　〒360-0843 熊谷市三ヶ尻322
TEL 048-533-8030　FAX 048-533-8040

秩父支所　〒368-0013 秩父市永田町1-8
TEL 0494-22-0647　FAX 0494-23-0689

東部統括支所　〒361-0012 行田市大字下須戸913
TEL 048-559-1588　FAX 048-559-1578

宮代支所　〒345-0831 南埼玉郡宮代町大字須賀700-1
TEL 0480-32-1015　FAX 0480-32-5432